

# 議会だより

発行・編集  
東成瀬村議会  
議会事務局  
印刷  
(株)増田印刷所



## 新しい議場で審議

昭和53年9月25日の定例会初は、新しい議場で住民の代弁者としての審議が始動した。

赤いジュタン、2人に1つのマイク等そのデザインには、来る人皆「立派」の一言。

議員一同、覚悟を新たに議案に取り組んでいた。

# 9月 定例村議会から

## 東中体育館暖房効果 議会で調査

九月定例村議会は、九月二十五日招集され、会期を二十七日までの三日間とし、議案七件を原案可決、その他一件を審議、また、三名の一般質問および、今回は東成瀬中学校体育館暖房効果がないことから議会で調査することとなり、教育民生常任委員会に付託調査することとなりました。

〔東成瀬村山村開発センター使用料徴収条例の制定について〕  
（原案可決）  
次表のとおり、使用料を徴収することを定めたものです。

区分	時間		金額
	午前八時三十分から正午	正午から午後五時	
大集会室	二千元	三千元	五千元
視聴覚室	二千元	四千元	六千元
宿泊研修室	四百円	六百円	一千円
婦人研修室	四百円	六百円	一千円
農林各種研修室	四百円	六百円	一千円
生活改善実習室	三百円	四百円	七百円
農林実習室	三百円	四百円	七百円
保健相談室	二百円	三百円	五百円
その他の部屋	二百円から二千円の範囲内での都度定める額		
暖房料	暖房使用期間において、普通使用料の二十パーセントに相当する額を、別に徴収する。		

●東成瀬村山村開発センター使用料

●宿泊

区分	金額	加算料	金額
大人	二千元	未就学児童無料	
小人	一千元	暖房料は、宿泊料の二十パーセントに相当する額	

午後五時から午前九時

〔東成瀬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について〕  
（原案可決）  
国保加入者が出産した時、助産

費の支給が他の健康保険から給付される方に対しては給付しないとした一部改正です。（二重給付の防止）

〔昭和五十三年度東成瀬村国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算について〕  
（原案可決）  
当初予算歳入歳出総額にそれぞれ二百八十七万九千円追加し、歳入歳入総額を三千九百二十七万五千円としたものです。  
歳入増の主なもの、診療報酬外来収入二百三十五万九千円、前年度からの繰越金百三十三万三千円となっております。  
歳出は、東條医師退職による給料、手当等から三名の出張診療医師に対する報酬六百七十二万円への予算組替えと、三名の医師の研究研修費追加三百五十八万円となっております。



あかちゃん

〔昭和五十三年度東成瀬村簡易水道特別会計補正予算について〕  
（原案可決）  
当初予算歳入歳出総額にそれぞれ八百五十八万三千円追加し、歳入歳出総額を一千三百二十三万九千円としたものです。  
歳入増の主なもの、簡水災害復旧債七百五十万円となっております。  
歳出は、岩井川給水引込み工事四十六万一千円、五里台簡水施設災害復旧工事費七百六十一万円、同設計委託料五十万四千円となっております。



〔昭和五十三年度東成瀬村一般会計補正予算について〕  
（原案可決）  
既定の歳入歳出予算総額に一千七百四十九万二千円を追加し、歳入歳出予算総額を十三億三千六百七十二万一千円としたものです。  
歳入増の主なもの、地方交付税九百十万円、諸事業に対する県補助金三百三十五万五千円、平良かんがい排水路工事、平良地区水路災害復旧工事受益者分担金三百十八万七千円、村債百四十万円となっております。  
歳出増の主なもの、庁舎及び山村開発センター建設費の地下

年度	区分	事業名	昭和53年度		昭和52年度		増減	増減率
			予算	実績	予算	実績		
1	1	総務費	40.00	41.00	40.00	41.00	1.00	2.5%
			21.725	22.000	21.725	22.000	275	1.3%
2	2	建設費	22.275	14.000	7.000	0	1.275	18.2%
			52.640	34.000	18.500	0	140	0.8%
3	3	教育費	37.800	41.000	34.500	0	2.000	5.8%
			18.360	17.500	0	0	860	4.7%
4	4	衛生費	48.512	26.000	48.000	0	512	1.1%
			87.121	30.000	65.700	0	1,421	2.1%

水ボーリング委託料追加百二十三万円、同整地工事ブルドーザー等借上料百万円増、同初年度設備費二百六十万円増、滝ノ沢児童館建築費二百二十一万四千円増、平良かんがい排水路事業費四百十八万四千円増、下田大輪線舗装費四百万円増、農業施設災害復旧費百三十七万七千円増土地購入費追加二百万円、草ノ台線改良費六百千円減となっており、

また、五十三、五十四年度二年継続事業の行政広報無線施設整備事業費が当初六千三百三十四万九千円から八千七百七十二万一千円に二千三百七十七万二千円の増額補正されました。なお、この増額分は二年度目である五十四年度事業費の増となっております。

# 東中体育館暖房設備調査

## 教育民生常任委員会へ付託

かねてから議会一般質問で取りあげられておりました東成瀬中学校体育館暖房設備が効果がないことにつき、今九月定例議会でも一般質問があり、これに対し議会で調査すべき動議が出され、教育民生常任委員会に付託され、今後その解明に調査されることになりました。

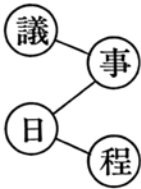
### ●動議内容

一般質問の中で、東成瀬効果の件につき色々論議されましたが教育長或いは村長が色々答弁をされたが、しかし、努力する、改善したいとの今までの経緯をみましてもなんら答弁に対する変化がございません。また、設計者あるいは工事担当者かわかりませんが、例えば、ボイラーの取り換え及び配管の取り換えは困難だといふ

うなご答弁もございました。これなどは完全に欠陥工事であることがその当事者の方が認められたことだと思えます。それに対し、鋭意努力したい、改善したいということであってはなかなか改善に結びつかないのではないかと思います。

そこで我々としても住民の方々から言われておる訳で、何回も一般質問を通じても今までの論議されたにもかかわらず改善のあとがみられない。こういうことであってはならないと思うので、議会として調査する必要があるのではないかと思いますので、動議として提出したいと思います。

動議提出者 後藤 作議員  
賛成者 議員 十二名



### 9月定例会

・第一日目(二十五日) 本会議  
。会議録署名議員指名

- 。会期の決定
- 。諸般の報告
- 。議案上程・審議
- ・第二日目(二十六日) 休会
- ・第三日目(二十七日) 本会議
- 。一般質問
- 。議案審議
- 。議案追加上程・審議

# 新 村 開 発 セ ン タ ー 竣 工 に あ た っ て

東成瀬村議会議長

## 伊 藤 誠 也

役場庁舎と開発センターが、今後の東成瀬村の発展を示すかのように容姿も堂々と完成されましたことは誠に慶びにたえません。環境は人が造り、その環境の良し悪しが人間生活に及ぼす影響も大きくあると存じます。庁政の府としては、もつたないと思える程に立派な建物であります。これが東成瀬村の財産であると同時に、産業、経済、文化の発展に、又、福祉の向上、生活安定の拠点として大きな役割を果すものでありますれば、村民すべての誇り得るものと信じます。

私達議会も、九月定例会を新庁舎議場で開会致しました。旧庁舎会議室は、ご存知のように改修の手は加えておりましたが、大型自動車等が通るものならばその都度騒音に悩まされ会議の中断もありましたが、新議場にはマイクも取りつけられておりますし、ホジュータンに心引きしまる感じがです。

### 一般消費税に関する

## 意見書を議決

九月定例会で「一般消費税導入が実施されること」「生活費非課税の原則」とはふみにじられ最悪の大衆課税となり、また、物価の高騰を招き便乗値上げができない中小零細企業の経営を破壊し、なお、物価の騰貴で国民の購買力を低下させ不況克服をますます困難にするものであり、一般消費税導入をやめるよう意見書を提出する。

昭和五十三年九月二十七日

(要旨) 一般消費税導入が実施されること「生活費非課税の原則」とはふみにじられ最悪の大衆課税となり、また、物価の高騰を招き便乗値上げができない中小零細企業の経営を破壊し、なお、物価の騰貴で国民の購買力を低下させ不況克服をますます困難にするものであり、一般消費税導入をやめるよう意見書を提出する。

提案者 後藤 作 議員  
賛成者 鈴木 健吉議員  
" 佐々木二郎議員  
" 柳 邦夫議員  
" 佐々木喜代松議員  
" 佐藤 五郎議員

② 地方自治法第九十九条第二項の規定により、議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係する府に提出することができる。



村民の代弁者として私達議員は、皆様の声を行政に反映させまして、より住み良い村作りのため一層努めるべく覚悟を新たに致した次第です。

執行部の方々も「初心忘るべからず」でこれを契機として一致協力、皆様の期待にこたえるものと思信じます。

開発センターは、その名にふさわしく、施設の総てが有効適切に活用されてこそ価値が有るのです。皆さんの場として大いに利用されることを希望いたします。

終りに村の限らない発展を祈念して所感と致します。

# 一般質問

昭和53年第4回村議会一般質問は、9月27日の本会議2日目になされ、村長等執行部の考えを聞いた。

今回の質問者は3名で、後藤作議員は①余り米対策について、②転作作物について、③欠櫃グラウンド整備について、④簡水還付金と未納分の相殺について。柳邦夫議員は①代行路線の今後の対策について、②湯ノ沢バイパスに対する本村分の計画について、③岩井川上野沢流路工の見通しについて、④中学校体育館暖房その後の対策について、⑤地域部落の事業に対する補助金について。伊藤誠也議員は①新庁舎、山村開発センター竣工と今後の役場機構改革について②公共事業と部落要望事項について、③診療所運営について、④庁舎前舗装について、の質問がなされた。

## 余り米 対策について



問①今年も豊作だというのに手離しては喜べないというのが最近の農家の状態でないかと思えます。特に今年の農家の悩みは深刻だと思えます。それは、去年より多い人で収穫量の半分ほどの余り米が出るという話があります。生産者が生産物を売れないことほど悲しいことはないと思えます。最近の新聞によれば、政府は米取扱業者者に対してなんらかのお金を出して自主流通米を奨励することが書かれておりましたが、これも考えようによっては実質的な生産者米価の引き下げにしかありません。正規の出荷米価を低くおさえ、余り米をやすく買うという許せないことだと思えますが、まず、さし当って余り米の全量買い上げに村長は努力していると思うが、今年は何れ位余り米が出るか予想しているのか。また、さきの議会で余

り米全量買い上げを盛り込んだ意見書を政府に出しておりますが、今年は大豊作なので来年の転作、減反を多くするつもりなのか知るよしもありませんが、今年の余り米について国、県の対策がどうなされるのか合わせてお伺いしたい。

答②次に、主な転作物につき担当課長にお伺いします。

新たに米の減反を余儀なくされた訳ですが、村長の施政方針によれば米以上の収穫があるように受けとれましたが、野菜等は今年全国的に非常な干ばつに見まわっており全般的に高値になっているようです。こうした時期に野菜の豊作をとった方は幸いだと思いがその他の主な転作物のこれからの収穫予想はどうか、指導した以上の収穫ができるかどうか、穀類の乾燥などはどうか。また、水稲青刈りをし乾燥した人々は飼料用として自主契約して売買したと聞いておりますがその取引状況はどうなっているのかお伺いしたい。

問①余り米の件についてですが、魁新聞によりまして、二十五日の県会で今年も余り米が予想されるが転作目標に達すれば国は全量買い上げのの一般的な質問に対して知事は、転作目標面積を達しても相当数量超過米が出るものと思ふ本県では四十八、四十九、五十一年に数量調整枠の確保で全量買い上げとなり、五十年、五十二年には他県に優先して追加枠を獲得したの転作への努力と実績が評価されたからである。だが今年に限産枠の拡大は困難だと見られるが今年各市町村、農業団体が一体となって国に全量買い上げを要望していくと答えておりますが、県町村会では早くから国・県に陳情しており、今後もより強力に働きかける態勢になっております。

答②当村の昨年の余り米は、三千六百一十俵でしたが、本年の収穫指数が百二パーセントとなり四十、八ヘクタールの転作はしたものの相当数の余り米が出るのが予想されます。本年の余り米はどれ位であるかと質問ありましたら、つきりした数字を確保しておかない。途中で発表すると色々不安等与えることだと思えます。ここでは一応数字は持っておりますが発表しない方がよいのでないかと思われまます。ただ、村内の一部「ウンカ」の発生等出ておりますので、現在予想するところの数量が一部下まわるのでないかと思えます。



問②今年の主要な転作物の収穫予想等について、まず、本村で奨励しては、大豆、また、面積の大きい作物では大豆がおります。今から申し上げる数字は県で発行している「主要転作物の計算」による数字でございます。大豆は転作物面積が七百八十五アールで、十アール当たりの収穫量二百、十アール当たりの補償費五万三千四百四十円。従って、全体収量一万五千七百キロ、粗収益が四百十九万五千円です。次は飼料作物の面積が一、千二百九十三アール、これの十アール当たりの収量は六千キロで粗収益が六万円となり、全体の粗収益は七百七十五万八千円です。これら転作物の今後の推進は大豆、葉たばこを主体とし、また、野菜の自給率を高めたい方向に進めたい考えです。なお、青刈り飼料の総面積は五百六十六アールで、このうち契約面積は二百二十五アールで六十四件です。契約の条件は殆んど無料で、畜産農家の自分の手で刈り取るということで、これはなるべく効率を低くするために青刈りしたものを無料でもらってそれを自分の家畜の飼料にするということ、そこだけの方法としてはそれなりに真剣になつてるだろうと考えております。

答③乾燥の指導方針は、農業改良普及所の村担当技師と農協職員をお願いして指導を行っております。

### 矢櫃グラウンド

#### 整備について

〔問〕矢櫃グラウンド施設について教育長に伺いたい。

矢櫃グラウンドだけが校舎から離れており、これが幸いしてか社会的変化により一般の人々が利用できる機会が多くなりました。特に野球が盛んになってきたこの頃のグラウンドに対する色々な要求が出てきております。まず、排水が悪く雨が降ったあとには使うまでかなりの日数がかかるということ。次に、狭いので拡張してもらいたい。また、金網の設備が悪く殆どのボールがなくなってしまう。雨やどりの施設がない。そして特に道路が悪く舗装してほしいなどの要求のようです。何れ社会の発展と共に住民の要求も多様化してくるのが当然であり、行政はそれに応えていかねばならない立場にあると思いますので、これに対する考えを伺いたい。

〔答〕矢櫃グラウンドに行く道路はご承知のとおり、雨が降ったりします



す非常に諸車の通行或いは人が歩くにも支障をきたすことについてはこの前の大雨でひどくなったと聞いており、先日見てきましたが、今すぐ舗装することは容易でないが県の整備補助事業との関連を考えて、来年度において舗装したいと考えております。

排水については、昨年度部落ちの要望により、三十万円ほどのU字溝を南側の方に取り付けましたが、それでもまだ十分でなく、大雨が降った場合は水を一挙に排水することができない現状でありこれについても今後検討して改良をはかりたい。

グラウンドの拡張については土地の所有者と協議しなければ今のところははっきり申し上げかねます。できるだけ前向きで検討したい。

金網については、一挙に北側と南側に金網フェンスを張るといことは冬の管理の問題もあり容易でない。しかし、野球しに行くのか球捜しに行くのかの話もあります。金網でなくてもビニールひものフェンスを張って冬はそれを巻き上げて取るという方向で検討したいと思っております。フライが越えない高さまでやるということとは不可能で、ゴロがひっかかる程度で何メートル上がるかについては野球関係者とも相談して検討したい。

雨やどりの場所がないというのは事実です。あの場所に雨やどりの

の場所を建てるということとは考えておりませんが、今指摘されていますので検討してみたいと思います。ただ、場所の関係もあり今すぐということとはできないと思

### 簡水還付金と

#### 使用料未納の

#### 相殺について

〔問〕簡水使用料金の滞納分を使用料未納の個人に対するプライバシーの侵害になるのかお伺いしたい

〔答〕簡水水道は村内九箇所で給水事業をやっておりますが、その他地域に規定されたものでありませんが組合が結成されておりますこの組合の事業内容は、事故、損傷などの通報、料金の納額通知書の配布、未納者への督促等に当たっておられるわけですが、連体にして簡水を運営していただいております。それに対する委託料というものを交付する訳です。今回の質問は未納料の組合管理委託料から相殺することについていかんかということですが、このことは昭和五十年年度の簡水組合長会議の場での決定に基づき実施されておりますその内容について申し上げます、当該年度の分担金、負担金、つまり水道料金、起債の償還金ですが、

未納額を納めないとはふとときだという意見が出て、そのようなものは管理委託費から差引いて結構だからそうして下さいという指示をいただいたので、五十一年度からそれを差引いて当事者分の未納分の領収書を委託料を交付する際に組合長さんに渡してそれを組合のものに徴収していただきたいということで現在もやっております。従って、未納者からは各地域で領収書と引替えに料金をいただくというようにしております。

### 代行路線対策は

〔問〕① 県代行路線について伺います。去る八月一日の移動県庁の知事の訪問の報告に、当村代行路線工事で完了するとあった。私は依然としなないのでそれに質問したが、県代行で改良する平良、舟沢間が完了しても滝ノ沢、平良線総延長の約半分であり、この半分をどうするか。これで打ち切りとすることは村当局の継続していくという議会に対する答弁とのくい違いを質したのに、知事は、村の強い要望、陳情があれば継続も可能とのことでした。しからば、この路線の継続施行は村として国・県に對する重要な要望事項と思うが村長はどう進めようとしているのか伺いたい。

〔答〕代行路線でございますが、代行路線の平良の村中地区は皆さんご承知のとおり用地関係が難しいために工事が中断中です。なお、発電所から東に向って狼橋への延長については今用地の交渉中で知事訪問のときに質問者が知事に質問したところが、要領の得ないわからない答弁だったという事ですが、私、知事の真意はわかりませんが、或いは一語に米た方のメモ等を読んで実状を知らないで話をしたのでないかと思っておりますが、その際、村から陳情があればということだったのですが、代行路線については色々な面で私達は郡などに折衝している訳ですが、ここで申し上げたいのは、会場で質問者が知事に対して、県と村執行部はなれあいでもやるといふ発言があった訳ですが、非常に来られた方々が感情を害したと聞いております。私達もあらゆる機会に上部に対してお願いしておりますのでそのような答弁にも十分配慮していただきたい。勿論私達も気をつけますが。

〔再問〕丁村長は冒頭に、知事米村の折なれあい云々申しましたけれども別に私はなれあいとか、どうのと言ったのではなく、なぜ果の答弁と村の執行部とにくい違いができるのか聞きたい。今まで議会の都度代行路線の問題を何回も質問したはずですが。継続でやってい

くと言っていないながら、今年知事が五十四年度で完了と。それを聞いたから私がそういうことはおかしいてないかと言ったのです。以上私のお聞きしたかった真意についておわかりいただければ幸甚でございます。

〔再々問〕県の言うとおり、五十四年度に工事が完了すると引き続き施行しないのかどうか。私は、当然村として国、県に要望、陳情なりを繰り返すべきでないか何うたはずですが、村長の前の答弁で、陳情あればやると聞いたのですが、その表現でしたが私と知事が対で話したことでないし村長もそばにおって聞いたことだと思えますがそのへんもお伺いしたい。

〔答〕あなたと知事の間にもそのようなやりとりがあったと申していた訳です。代行路線はあなたが一番良く知っていると申します。初めは塞ノ神から平良までは代行路線でいくとそれからかみの方は別の名目でや

るといふことになってた訳ですが滝ノ沢の方がはかばかしくなかったので変更して平良からやるようになった。従いましてさき程申しました「新農業構造改善事業」で道路改修というふうなものを持つ場合はどのような形にもっていくかというところがこれからの折衝段階でできまわってくるのではないかと申しております。

### 代行路線 工事箇所 の 定義は

〔問〕現在代行路線と我々議会で或いは技術者側で一般的に言われているのが代行路線であるというふうな解釈している訳ですが、滝ノ沢から平良までが代行路線で平良から肴沢までは代行路線ではないというのはそのとおりですか。

〔答〕当初の代行路線計画は、塞ノ神の停留所からのぞき橋の接点までで、その先(肴沢まで)は県車事業なりで改良する計画でした。その後、滝ノ沢地区内が用地関係でどうしてもだめだとしてこの線を返上しようとするが容易でないのが当時平良から陳情がありましたし、どうしても平良に路線変更したいと再三お願いし変更にな

った。そこでのぞき橋から肴沢までを代行路線に路線変更するかというところ、平良地区が約部落半分が代行路線に入らなくてはならない。田子内と結ぶ十二橋、その道路も改良されてるのでそれから代行路線としていただきたいとなり、これが通り現在着工している訳です。なお、知事が完了した時、五十三年度で完了すると言ったことは、私達の力不足で用地買収が遅々として進まないわけですが、予算上では猿橋までの道路はできるのだと、そうして五十四年度は猿橋は架け替えて第一次の計画が終ると申したものだと思えます。

### 湯ノ沢バイパス・圃場整備と 本村の計画は

〔問〕今年の六月十一日、滝ノ沢地区基盤整備委員会を開き当日は役場から助役、担当者がきておりますが、圃場整備とバイパスの同時施行を話し、地主の承諾を得て早速測量は実施した。ところが、その後三箇月以上たつても図面の提示はなく、つづれ地等の図面は作つたものか。当然六月の委員会の席ではバイパスはなしとして通さねばならないとして折角住民もその気になり真剣な話し合いになりバイパス用地面積、各自の面積等早く知りたいと待っていたが、三箇月以上たつても何もなく、今年

も秋の農繁期に入り十一月になれば出かせぎで相談もできない。以上から、測量はどうなっているのか明確な答弁をいただきたい。



◀菅生田地区から東方を撮る

〔答〕滝ノ沢地区圃場整備は用地関係で難渋しましたが決して捨てたものではないと申します。村の玄関である部落が一番遅れた感じがします。第二次農構も終り圃場整備計画も一応なくなつた訳ですがこの度大変ユニークな「新農業構造改善事業」の名前で策定され、第一、二次構はセット事業方式で内容も限定されきゅうくつなものでしたが新農構は、地域農政特別対策事業により地域農業者の英知

と創意に基づいた農業振興の方向づけに沿った農業の組織化の促進、土地基盤及び施設等農業生産整備事業の環境条件の改善等に必要に実施し農業生産の担い手の育成をはかり高度で安定的な農業生産力を有する地域として農業の再編成等活力ある地域社会の形成にしようとするのが今回出てきました「新農業構造改善事業」の主旨でございます。対象地区としては、一、三の集落を対象したもの、二、三市町村を対象したもの、三、三市町村を対象したものに分かれております。一番先に申したのはD型タイプであり、これの事業費は補助事業費は十億円、大型はそれ以上となっております。私としては是非この中型タイプを導入して先程申したように一番遅れた滝ノ沢地区を村の玄関にふさわしい部落にしあげたいと思っております。本年に名のりを上げて一年目は計画の年として五年間で整備するというのが規定のようです。はたしてどれだけやれるかわかりませんが、滝ノ沢、菅生田を例にしますと、圃場整備、道路の改良、これは代行路線ばかりでなく、補修、農道の改良、舗装あるいは林道の延長、また、会館建設とか子供の広場、公園の造成等内容として地域の要望があれば行われる訳です。村長はスローモーという言葉がやはり地元の熱意というものをいつまでも行政に待ちあぐんでおると



整備後はこのような立派な田んぼになるのだが

いうふうな今までの態勢をこの際  
とり除いていただきたい。

②質問者によりますと、去る六月に滝ノ沢地区で集会を開き地主に承諾を得て即測量、そして現在私達の怠慢によりはかどらないようなことでしたが、結論から申し上げますと、承諾を得たということは共同減歩で承諾を得たということです即ち、つぶれ地の方々に對してはそのつぶれ地に対して滝ノ沢全体をもつて共同減歩すると、然らば共同減歩をどうやってやるか、ただ今村長が申したように滝ノ沢四十何ヘクタールの基盤整備が第一条件になる訳ですが、ただ個人的承諾を得たのでなく、その前提にはそのつぶれ地は共同減歩であることが第一条件でございます。その後、土木事務所の方とも折衝し図面もできました、ただ今の関係者が十一人おり、二千四百七十三坪、約八十アールの道路敷地となっております。これを測量即工事となりますと、どういふふうにして共同減歩を出すかというのが私達の頭の痛いところ

です。村長も申したように、五十四年度で新農構の中型タイプをやり、滝ノ沢の遅れをとりたいと思っております。私も滝ノ沢地区の者ですが滝ノ沢地区はどうかと言われ全く赤面しておりますが、

ただ今村長が話したように大日向林道の公益林道として三叉に通じる道路または、農道としてここが一番早かったリノゴ畑の道路も補助事業としてはかっこうの要件が備わっておりますが、村内の村道がそのような状態ですので遅々として進まないのが現状です。今後私達もこの点に深く反省すると同時に滝ノ沢部落の総意のもと相談され協力をいただきながら進めたいと思っております。

**再問** 滝ノ沢部落を対象とした新型新農構というユニークな構想をお聞きしましたが、前にも言ったように六月に基盤整備委員会を招集しその後今日に至るまで何等形の上では作業が進展しなかったということはどういう訳か聞きたかった訳です。村長がただ黙ってお

いたのは放っておいたのではなく、そういう十億の大事業をはりつけるためにおいたのだとすれば滝ノ沢部落の田んぼの所有者の方からまた一つ大きい底に流れる不満がもち上つてきます。というのは春に一回話し合いたただけでその後何も無い。委員会も開こうとしても話題が全く開けない。それで早急に部落委員会を招集してその席でここで述べた構想を部落民に徹底してわかっていたく責務があると私なりに思っている。今年の秋にはまた四、五名が基盤整備をやる話します。これも三箇月以上話しも何も無い結果となつてきます。このようなスローペースに對し村長はどのような考えであるのか午前中の答弁では触れてないようでしたのでお伺いします。

**問** 色々な事において、責任の所在を明らかにしておかないとか、いつまでも延ばしておくとかいうことですが、これは何も好んで延ばしておるのではございません。色々な事情のもとにこのような実態になつておる訳です。例えば、新農構につきましても私達は第三次農業構造改善事業の形をなるべく考えておつたのが新しい形が出てきた。これも十日ばかり前に郡から来て内容説明を三役・農協長もお聞きした訳で、これから具体的に部落にどのような姿でおろしていくかということについては課長が現在検討中です。色々な事で議

員さんも終始役場にきておりますので定例会、臨時会において質問することは賈す。激励するところは激励する、励ますという機会はたくさんあると思ひますので、個々折衝でも結構ですので今後共よろしくお願ひしたい。

### 東中体育館



### 決定的対策がない

④中学校体育館暖房が必要な季節になりまして。効果のない体育館暖房設備を取り上げての一般質問も三回位やつておる記憶があります。その度に設計者の責任とか調査するとか言つておりますが、いまだに決定的なものは何もない。去年のうちにサーキュレーターを取り付けたことで対策完了と処理しているのか、もともと設計にもないものを取り付け、このサーキュレーターなるものはスイッチを入れると機械音で話しも何も聞き取れないということも承知のことと思ひます。私素人考えながら温風の送られてくるパイプを一つと下に延ばして取り付けるとか方法は色々あるのではないかと思ひます。村長は設計者の責任と答弁してはいるが、速やかに実行させないのはなぜか。具体的にやるこ

とにたいしているとすれば具体的に伺いたい。  
⑤ 昨年の十二月にボイラーをつけて以来、再三にわたり質問を受けてその度に設計士、業者と話し合つて改善の方向に一生懸命が頑張って来たつもりですが、ボイラーを根本的に取り換えるという事は非常に困難であるということ。九月十九日に設計者等と話し合いをしましたが、やはり三十万キロの容量であつて、それに通つている配管はそれだけの容量を通す配管であるので、それを拡大するとかとなりまして、全部壁をはがしコンクリートを壊すかになるので非常に困難になるので、どうすれば良いかということについて話し合ひし、結局、ギャラーと言ふか二階のステージ側の入口の所が吹き抜けになつてるので、あそここにアコーデオンカーテンのようなものを取り付け、ろう下に行く熱を防ぐとか、あるいは、ステージの上にもそのまま天井に上るような形になつておりますので、それに断熱材を入れたいことですが、そうなることによりまして、大体二時間たいて十二度位になるので体育館のものには支障はないと思ひますが、集会時の適温には三時間以上たかなければならないではないかとこの前、答弁申し上げました。それで、できるだけ外に逃げる熱を現在の段階では防ぐしかないではないか。それから、

いたのは放っておいたのではなく、そういう十億の大事業をはりつけるためにおいたのだとすれば滝ノ沢部落の田んぼの所有者の方からまた一つ大きい底に流れる不満がもち上つてきます。というのは春に一回話し合いたただけでその後何も無い。委員会も開こうとしても話題が全く開けない。それで早急に部落委員会を招集してその席でここで述べた構想を部落民に徹底してわかっていたく責務があると私なりに思っている。今年の秋にはまた四、五名が基盤整備をやる話します。これも三箇月以上話しも何も無い結果となつてきます。このようなスローペースに對し村長はどのような考えであるのか午前中の答弁では触れてないようでしたのでお伺いします。

いたのは放っておいたのではなく、そういう十億の大事業をはりつけるためにおいたのだとすれば滝ノ沢部落の田んぼの所有者の方からまた一つ大きい底に流れる不満がもち上つてきます。というのは春に一回話し合いたただけでその後何も無い。委員会も開こうとしても話題が全く開けない。それで早急に部落委員会を招集してその席でここで述べた構想を部落民に徹底してわかっていたく責務があると私なりに思っている。今年の秋にはまた四、五名が基盤整備をやる話します。これも三箇月以上話しも何も無い結果となつてきます。このようなスローペースに對し村長はどのような考えであるのか午前中の答弁では触れてないようでしたのでお伺いします。

イブを下げたらどうかということにつきましても、設計士に私の方から話しております。大体風気口からは五十五度位の温度が出るそうです、それを下げるとなるので五十五度のもが即五十五度で下に吹きつけられるかどうか、そこに抵抗が生じますので、また天候に左右されるでしょう、五十五度ではできないだろうと、これもひとつの方法だと話しておりますがその点の結論はつきりしておりませんが検討して改善したいと考えております。

【再問】下とも暖房設備のない東中体育館であれば話しも何も無いと思います。何千万円という設備費を投じたものが何等効果が出ないということ、村長は設計者の責任ということで、そして今回の私の答弁は村長にして下さいと言ったのに教育関係は教育長にということ、これもおかしい話です。要は、これを契約した者は村長だと思います。もう少し前向きになって努力する気持ちがないのか、同じ質問、答弁していくのかもしれない、真剣味があつてしかるべきだと思います。

教育長の答弁によると、天井の温度がものすごく熱くなっている、すれば別にポイラーそのものに欠陥がないのでないかと思つて、だとすればやはり熱風を送るふん射口とか、その位置の変更とかを考えるべきであつて、循環しないでサ

イキユレーターを取り付けても解決されない。

【問】村長に質問したものを教育長に譲つたと言われましたが、やはり折衝の窓口というものは教育関係は教育長がやっておりますので私よりも経過を説明できるだろうとお願ひした訳で、これからの進め方は先程教育長が説明したとおりでございます。この前も数回申し上げましたが、業者が設計と責任に工事を行つた場合は業者に責任はないと私は思います。従つて、例えば、設計どおりに温度が上がらない場合はこれは設計ミスではないかと、設計ミスだとすればあくまでも設計者の責任である、しかし、こと暖房のことだから、温暖の場合外気と関連があるから外気温が同じ時期に調査するのが本当であつて再調査したいと現段階では色々な方法もあるのだと教育長と業者が話しあつていてというのが現在のところでございます。最高の責任は私にあるのであつて、責任を逃れようとしてるのではなくして、なんとかしてできるだけスムーズに、しかも、効果あらしめようと思つている訳でございます。



### 上野沢流路工事の

#### 進捗は

【問】岩井川地区上野沢流路工につき伺いたい。

上野沢砂防えん堤は完成したが住民が一番望んでいた水路舗装を附帯工事として行われる流路工事は五十三年度着工することができなかった。県側の話では今年度は用地の話し合いをし、五十四年度着工のようですが、これも時期を失したらな来年度着工も不可能となる。なぜ村は真剣に取り組まないのか、これは、春一回土木事務所から来て水路の標準断面図を関係者に説明しただけでない、すか、その水路の標準断面面によるつぶれ度が非常に大きく関係者がびつくりしていたという事も聞いておりますが、これとても実質的には水路の両側に二メートルの管理道路は必ずしも必要でなく、また、水路幅も五十センチ程度ならつめることも一向さしつかえなく可能だということも聞いております。今後の進め方について伺いたい。

【問】上野沢は皆さんご承知のとおり非常に危険な水路でございます。ましてはばは陳情を重ね調査しましたが日目の目をみないで今日に至つておりますが、土木事務所から考へておりますのは、五十四年度から五箇年計画で経費は一億八千四百万円、長さ八百五十七メートル

### 村補助の考へ方は

【問】公共工事に対する村の補助および地元負担についてお伺いします。

公共工事といつても多種多様で定義づけることは難しいこともあり、補助率或いは地元負担率とは、これは絶対公表を欠くものではないと思つて、例えば、岩井川コミュニティセンターの建設に当つては地元部落から五百万円の負担金をいただいた。それで、今年間もなく着工する役場の隣りに建つ老人憩の家は地元負担はなく金額村負担、目的が村全体のものと言つてもしれません、公民館においてしかり、児童館においてもなんとなくそのような気がします。また、農業用水路工事等においても部落水路に至つては地元負担は伴うけれども、ただ、伊達堰においては金額村負担で三面舗装になる。今回の補正でも三十万円計上しているようですが、ほとんど整備され

ております。私は別にやめろとか悪いとかは申しませんが、非常に悪い傾向だと思つて、これが本来の姿だと思つて、ただ、水路は東成瀬村に伊達堰ばかりではないと思つて、他の水路のことも公平にやつてもらいたいと思つて、例えば、私の部落を例に恐縮でございますけれども、小貫山堰のうち滝の沢の中の村は村道と水路が平行に走つています。ご承知のように村道の路肩はかつての失業者対策事業で改良したカラ石積みの路肩でございます。時代の要求により年々交通量がひんぱんになり水路にカラ石積みが落ちております。このような場所ではかんがひの時期以外でなければ工事が施行できないと思つて、やるなら今行つべきだと思つて、以上明確な答弁をお願いいたします。

【問】補助関係は、原則として三分の一を目途にしておりますが、部落の負担能力、必要度、公共性、危険度、事故災害につながるもの等の判断によつて一様にまいらぬのが実状です。いつも申し上げるとおり、村に自治があると共に部落に部落の自治があります。軽微なもの等は部落で処置し、行政上の考へ、地域エゴの精心の行を薄めて、手続さきと係並びに課を通じてなされて、私方村長、助役に直訴という形にならないように協力願ひします。なお、実際例として伊達堰ばかり重点をおく、補助



# 今年のは 人事異動 機構改革

率が多いとの発言がありました。決つてそのようなことはなく、危険、災害につながるようなもの。例えば、菅生田の小貫山堰の工事等は部落或いは水利組合の負担金をとらないでやっているという実状もありますので、この点ご理解いただきたいと思ひます。

問「新庁舎、山村開発センターは二年越しの竣工をみた訳ですが、私達議会もこの九月定例会が初めての議場において心新たに審議して行く訳ですが、執行部職員一同も環境設備の整った新庁舎で公務員の初心忘れべからずの決意で職務して行くものと思ひますし、住民も堂々とした行政の府に誇りを持ち象徴にふさわしく村の発展に期待をよせているものです。それで、村長が今まで議会を通して申されたことについて、その対応、対策についてお伺いします。  
五月には村長選挙、また、小田原前課長の勇退等で選挙人事と言われたくない気がねから小はばの人事異動が行われた訳ですが、九

新庁舎となり、住民も職員も心新たに……



月にこの新庁舎ができて移転する時点で大はばは機構改善するように聞いております。このことについては私達も若い者に大きな希望を与える発言であり期待しておる訳ですが、人事権にとやかく申すものでございませぬが、今、役場人事は税務課長の欠員で総務課長の兼任によりやっております。兼任即だめと申すものでないが、しかし、年功序列からしても当然課長になるべき方があろうかと思ひます。この春、県、市でも女性の課長が誕生したと聞いております。個人の意志でだめだとするならば、む得ないことかもしれませぬが、あるべきものはこういう機会にそ

ろえてやるべきと思ふ。同じ机にいつまでもすわつてゐることはその業務をしぱらくすることでより深くわかつてくることで生き辞引くことだと思ひますが、役場には若い方々がおる訳で、真剣に行政を思ふならばやはり自分も色々なことを勉強したい向上心、あるいは仕事上での競争心もおきてくるものと思ひます。余り一人でやり過ぎるとなんでもその人を通さなければならぬということが生じてもお互い職員同志の裏でマイナスマ面があると思ふ。会社等においては週休二日制の徴しみてみえております。しかし、本村のような職員数が少なく、

住民サービスをもっととする行政ではほど遠いものと思ひますが、このような庁舎ができてきますと暖房施設或いは電気的光熱費に対する考え方も相当負担が大きくなつてくるので、超過勤務等が増えてきてはならないし、そういったものはできるだけ避けたいと思ひます。また、外からの侵入事故等も考えられない

ので宿日直についても考えを伺いたい。雄勝総合庁舎においては警備会社に委託し宿日直を廃止して曜日或いは夜は自由を過ごしたい。急急の場合は常備消防もありこれをフル利用で災害等には足りるのでないかと思ひます。この点についての村長の考えを伺いたい。

問「役場の人事関係について、流石な水は腐るといふたとえもありますが、同じ仕事に長年着いておられますと、ベテランの職員はできるかもしれませんが、また、積極さが欠けるという幾多の例もある訳ですが、出先機関の少ないこの村職員が少ない事務室内での人事異動は非常に至難でございます。しかし、至難だからと言ってそのままでは決して申し上げません。課制を初めていた時には相当の異動もあつた訳ですが、その後度々の異動においては極少数の異動に限られた訳です。こゝういふふうな関係で職員、他の者から大はばの異動の要請、意見もあつた訳ですが、本年は選挙の年でもあつた訳ですが決してこれは選挙人事というふうなことを懸念して少ない人事異動にとどめた訳ではありません。誰が村長になるか決まつてない時点において大はばは異動はさし控えなければならぬと言ふ解釈のもとにそのふうな結果になつた訳です。加えて庁舎の移

転等予想されましたので書類移転と考へた時に、都合の大はばの異動は考へまじなかつた訳です。それで年度内と言わずに年内にある程度の異動を行いたいと思ひ職員からそれぞれ資料を集めております。

問「診療所関係で、今回補正予算が出されておますが、四人の医師者さんが来て東成瀬村の健康管理するものであれば予算上増加するのは止むを得ないと思ひます。しかし、昼遅く車でお迎え、お送りするそつたものにつき、一人の運転手が常に当たるよふな態勢を

## 診療所の

## 運営について

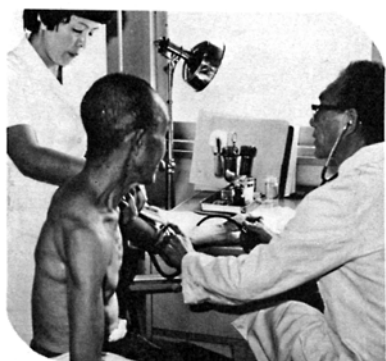
とっておかなければならないことも大変だと思います。それに看護婦の勤務は当然午後からの診療で遅くなることもまああるかもしれませんが。しかし、毎日の超勤となれば肉体的、精神的にも或いは労働関係においても色々疑議の点もあろうかと思えますのでその点お伺いします。

〔答〕診療所の関係は誠に要則的でございますが、止む得ないことでありまして当分の間と言いつつ然らば医師を捜すことによつてどうかと言われるところですが、本当に当時はかけずり回つてお願

いして歩いた訳ですが、おいそれと来てくれるお医者さんがないことは皆さんも色々な機会、新聞等でお知りと思います。四日前には横手の平鹿病院でも医師が五人も足りないといっていました。県の国民健康保険課長を通じて秋田大学にも折衝しておりますし、その他

二、三の声かけもして居けれども今話した状態で速急に医師調整ができるかということには自信がもてません。さればと言つてそれをばう然として待つてるといふことではございませぬ。今後も積極的によつて行きたいと思つております。

午後の診療の運転者関係、診療所関係の人々に対する配慮というものは、今まで以上に考えていかなければいけない宿題だと思つております。



### 五十四年度 公共事業と 部落要望事項 について

〔問〕公共事業の重点と村内部落要望についてですが、村の重点事業は振興計画に基づき流れていることは存じております。この振興計画とおりには必ずしもいつてないと思われまふ。計画とおりにいかないで、もし変更するような場合はその都度議会と協議していただく。なお、毎年県では各市町村の要望を取りまとめて国に対して予算要求している訳ですが、今年もおそらくやられたと思ひます。村としての五十四年度の重点施策はどのようなことか、やるべきこ

とはたくさんあることと思ひます。小学校単位の老人憩いの家、民俗資料館、東成瀬小学校もこういう機会に改善するものもよろうと思ひます。それらをも具体的にどのようか考えているものか。経済の見通しはこのままの状態が続くものと思われぬ。交付金、補助金或いは起債等によつて行われる東成瀬村の行政であります。これからは、それら建設も大切ですが直接住民の生活に結びつく施策が最も望まれると思ひます。議会でもこの春村内視察をし、部落の要望をるお伺いしその結果をまとめて村長に報告している訳ですが、部落の要望即全部一回にやることは毛頭考えてませんが道路関係については交付金の五十パーセントしか使つていないとこの前県が訪問時点でお話がありました。交付金はその首長の考えでどのようにつかわれても一向に差し支えないことと思ひますがしかし、私達もやはり住民の代表として出てきている以上、村中その上順序を決めていただくにたいと思ひます。そして、それをやりたいということは今後議会の方に

### 〔問〕五十四年度の事業について

ですが、大きな事業を拾つて出すようにとの要請がありまして、先頃郡の方へ持つて行つて地方部と協議したようですが、このようなことは今後数回重ねられることだと思ひます。その時に私の方で持つて行つたのは、大柳簡水、岩井川水道増設、総合運動場とプール、特殊林産物生産近代化施設、果樹道二箇所、そのようなものを出しております。それに対し郡からアドバイスを受けましたが、最終決定に至らない段階で皆さんにご相談もあつたかと思ひます。部落からの要望事項は部落長を通じて毎年将来五年を見通したことを年中行事として出していただ

いてる訳ですが、今年は十月中旬に取りまとめて部落長と折衝してどれが急を要するのかについて協議して例年どおり進めたいと思つております。ここでお願い申し上げたいのは、要望事項を出す場合は土地は心配ないからと各個人から承諾の印鑑までいただいた私の方ではこれは安心だらうと計画したことがいざ測量に入る段階或いは施行の段階で色々な問題が生じ中斷されたことは枚挙にいとまがございませぬ。土地の見通しがはっきりしたものについて優先的に仕事をしたいと思つておりまして各部落において十分な指導をお願いしたいと思ひます。

### 庁舎前舗装は 舗装業者で やるべきでは

〔問〕新庁舎、センターの前庭の工事は、一般土建業者が庁舎、センター工事に附帯する形で請負つたと聞いておりますが、働いて来ているのが舗装業者で殆んどが下請けのような気がいたします。当然舗装工事は舗装業者を指名しやつてやるべきと思ひます。〔答〕業者の工事関係をご指摘ありましたが、どういふ業者であるか私の不注意から良く調べておらんが、できるだけ責任もつて仕事を施行してもらつてよう請負者には常にお願ひしてるところです。

# 議員県外視察記

議会では、9月5日から10日まで県外研修視察を実施した。淡路島（兵庫県）津名町へは和牛飼育、四国（香川県）綾上町へは広報無線施設の視察であった。

四国というところは、感じていたより山が多く、植林（杉）の手入れがすばらしいが大方の評であった。

以下は、産経、教民常任委員長の二ページの視察記であらましを紹介します。



田んぼ、畜舎しかり、立地条件は決して良いものとは思わなかった

## 淡路牛の 声価をみて

母ちゃん月収十数万円の 牛づくり

産業経済常任委員長

高橋 東美

本村議会では、先進地視察研修により視野を広め村行政に反映し村民の負託にこたえるべきと計画していたが、たまたま、五十三、五十四年度の二箇年事業で計画中の「行政広報無線施設」、低迷する「畜産情勢と今後の推移」の二点を最重要課題として、香川県綾上町と兵庫県淡路島の津名町を訪ねた。

私の稿は、淡路牛についてであ

りそのあらましを紹介したい。

淡路島は、瀬戸内海に浮かぶ島では最も大きく（濫竽楽琵琶湖に入る大きさ）山林原野がおおむねを占め、耕地面積は少ないが気候風土に恵まれ、農漁業が主産業であり、施設園芸、果樹栽培なども盛んで、近年、本州四国架橋、淡路縦貫道路の建設計画も決まり、目下四国徳島県より鳴戸大橋が架設工事中であり、その真下うず潮で知られる風光名美の地であり開発途上で躍進の気運が感じられた。中でも畜産においては、我が国でもその改良と飼育管理に抜群の成果を納め日本の和牛「淡路牛」とその名を手中に、また、世界の和牛として中国に輸出されたのも最近の話題で、兵庫県共進会、各県共進会、全国共進会で優位を占めるなどその声価は高く、島には二万三千頭を越える乳牛が飼育濃密酪農地として知られ、和牛も本場「但馬」をしのぐ兵庫県第一の生産地で飼育頭数も一万五千頭、年間六千頭余りの仔牛が生産され年六回の市場が開かれ、また、育成、肥育牛の定期的な集散市場も開催され全国的に取り引きされていると紹介された。

会等で上位を得た優良牛などは一頭百五十万から二百万もの声がかかりがあり、その価格の大きさに驚く。産地、名牛となるまでの関係機関の努力が今日あったことも見逃がせないものがあつたとしみじみ語ってくれた。その心情を知りその進歩、改良の足あとが十分に感じられた。

### (一) 技術指導の面

優生研究会を結成、登録協会の認定を受け優秀基礎牛の選定、正基礎牛（系統牛産仔）、育種登録（つる牛）に力を入れ、特に田尻系土井系による改良系統（血統）は淡路牛の最大の課題とし、指定種牡牛（奥谷号は最も高い評価）の産仔でなければ認定牛資格が得られない厳しい制度があり、その改良技術が産地淡路牛の名をとめたるを一点とする。

### (二) 飼育関係

牛は草で飼うのたとえ、いかに粗飼料の多給をはかるかが畜産経営のねらいであり、少ない土地利用（畦畔草の利用）、転作物の最大利用など当然ながら正常管理に重点をおき、分娩、発情、種付け



市場も見た

のサイクルを的確につかむ。この管理こそ飼育者の鉄則であると語り、そうあるべきであり、あらねばならないことを他に知らせたいが二点。

### (三) グループ育成の向上

婦人層は極めて素直にその指導を受け淡路牛の血統そのまま育てあげる力をもっていると言った。男は仕事に他にあつたり、指導から手抜きをやっていた。ここでは母ちゃんグループが研さんしていると話してくれた。

母ちゃん一八年間六頭を飼育管理し、仔牛販売価格一頭平均三十七万円。その生産諸経費十七万円と試算、その算式は次のとおりであった。

一頭当たり 販売価格	一頭当たり 諸経費	一頭当たり 益金
三十七万円	十七万円	二十万円

・一頭益金二十万円で年間六頭分は百二十万円。

・百二十万円は十二箇月分で月収十万円が母ちゃんのおふところに入ると言う。

以上、関係機関との密接なる連携をもち村の牛から、雄勝和牛と一丸となり、行政、改良技術指導を手で育てる牛飼いに努力することが今尚大きな課題であり、もう一歩突っ込んだ姿が必要かかせないものであるとしてこの稿を終る。

# 広報無線を見て

教育民生常任委員長 佐々木 一二郎

広報無線施設視察地綾上町は、香川県のはば中央部に位置し、山というより小高い丘陵地帯と言えるところで、この町は昭和二十九年四箇村が合併し綾上村となり、昭和三十七年町制施行により現在の綾上町となった。合併当時は人口一万二千四百六十二名であったが、社会の変せんにより人口流出も激しく昭和四十五年には約三十三パーセント減の八千六百五名に減少し過疎地域の指定を受け現人口八千四百三十四人で本村人口の倍で、町としては普通より小さな町である。

綾上町は、以前有線放送施設であったが、昭和四十八年老朽化のため廃止して以来広報システムについて検討した結果、無線による

広報施設が新たに国の過疎地域対策事業が国の政令で定められる見通しがついたため、建設費や維持費も割安なため広報無線施設を国の援助等を得て建設に当たったこととした。

以下、広報無線施設についての説明は次のとおりであった。

一 広報無線の必要性について

現代情報化時代と言われているが、町行政においても各種行事のお知らせや連絡等あらゆる情報の提供、また、欠くことのできない緊急情報、いち早くしかも広範囲に伝達して町民の安全な町造りのためである。

二 屋内受信方式が主体

広報無線は有線と違い、災害建設費や維持費も有線と比べ割安で町の地域性にマッチしている。広報無線は屋外のトランペットスピーカーカーによる放送が原則になつては、騒音発生地域豪雪地帯、山間へき地等当町の特殊事情が電波監理局に認められ、屋内受信率八十パーセントとなつては、集落密集地はトランペットスピーカー



▲綾上町で

による併用受信となつては、三 放送のしくみは子局三、屋内受信機一千六百五十

役場を基地局にして、子局(トランペット受信機で、半径約三百メートルの範囲が広報範囲)と屋内受信で町内全域に放送できる。

四 消防無線も併わせて設置

災害時は一方向的な放送では不十分なので、各消防車に無線交信機を設置し、災害で電話が不通の時でも消防無線の活用により町内各地の状況が役場へ連絡できる。

●長所

(イ)災害に強く建設費や維持費が割安である。

(ロ)一度に広範囲に広報できるので緊急通報に最も適当である。

(ハ)各子局ごとに放送できる。

(ニ)停電の時でも蓄電池に切り換わり動作する。

●短所

(イ)風が強いときに聞き取りにくい(トランペット方式)

(ロ)重窓などの住宅内では聞き取りにくい(同)

(ハ)屋外放送だから音による影響が心配される(同)

8/16 新庁舎へ引っ越し始まる

## 議会日誌から

- 8/18 庁舎、センター竣工式
- 8/21 新庁舎で執務始まる
- 8/23 全県議長研修会(田沢湖)
- 8/25 石巻、一関、横手線整備促進期成同盟会総会(須川温泉)
- 8/26 議会全員協議会
- 8/28 全県監査委員研修会(佐々木二郎議員出席)
- 8/29 湯沢市議会と野球大会(於、村広域野球場)
- 9/1 佐々木満代議士来村
- 9/2 村社会福祉大会
- 9/4 野呂田芳成代議士来村
- 9/5 全県議員研修会(秋田市)
- 9/5 10 議員県外研修視察(淡路島、四国)
- 9/12 横手、住田線着工式
- 9/12 佐々木満代議士懇談会(湯沢市)
- 9/14 敬老会
- 9/25 九月定例会
- 9/28 庁舎、センター竣工式
- 9/29 雄物川町議会、新庁舎視察に来庁
- 10/5 県議会役員会(秋田市)
- 10/6 議会全員協議会
- 10/6 増田町議会と野球大会(於、吉野グランド)
- 10/7 全国育樹祭(田沢湖町)
- 10/11 12 雄、平、仙、由四郡議長研修会(田沢湖町)
- 10/15 短角牛市場(馬場)
- 10/16 東中暖房についての協議

## 編集後記

神無月も下旬となると田んぼの稲もみえず、待つは冷たい雪となる自然のおきて、毎年くり返すことではあるが、ふと寒々しい感情に浸るこの頃となりました。

議会事務局も去る八月二十一日から新庁舎二階の議長室兼事務局室で事務を執つてから早二箇月となりました。村議会も九月定例会が新議場使い初めで、新たな心で村発展に尽くすべき自覚のもとに真剣な審議がなされました。

議場、議会事務局は、旧庁舎同様三階に一室の事務室ですが、役場においてになったときは、是非事務局へ顔を出していただき、一議会だより)なり、その他色々なことにつきご助言、ご指導いただければ幸いです。

ここに、九月定例村議会のあらましをお届けしますので、ご愛読いただきたいと思います。

これからは寒さも厳しくなりまして、出かせぎの時季となりましたので、万事に耐える体を養つておきたいものです。

10/16 郡議長会

①は議長が出席したものの